

第9章 費用の負担

(基本標準掛金及び基本特別掛金)

第76条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、基本標準掛金及び基本特別掛金を徴収する。

2. 前項の基本標準掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の2を乗じて得た額とし、基本特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の22を乗じて得た額とする。

3. この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の月額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

4. この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本特別掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の報酬標準給与の月額に掛金率を乗じて得た額

(2) 報酬標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合

(加算標準掛金及び加算特別掛金)

第76条の2 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金及び退職一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、加算標準掛金及び加算特別掛金を徴収する。

2. 前項の加算標準掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の11を乗じて得た額とし、加算特別掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の8を乗じて得た額とする。

3. 前条第4項の規定は、前項の加算標準掛金及び加算特別掛金の額について準用する。この場合において、同項中「基本特別掛金」とあるのは「加算標準掛金及び加算特別掛金」と読み替えるものとする。

(掛金の負担割合)

第 77 条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

区 分	加 入 員	事 業 主
基本標準掛金	—	2 分の 2
基本特別掛金	—	22 分の 22
加算標準掛金	—	11 分の 11
加算特別掛金	—	8 分の 8

第 77 条の 2 削 除

(徴収金)

第 78 条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る第 1 種退職年金のうち、基本年金額に相当する部分及び第 2 種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第 32 条第 2 項第 4 号により読み替えられた法第 140 条第 3 項及び第 4 項の規定により算定された徴収金を徴収する。

(事務費掛金)

第 79 条 この基金は、第 76 条及び第 76 条の 2 に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため毎月事務費掛金を徴収する。

2. 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に 1,000 分の 1.5 を乗じて得た額とする。
3. 第 76 条第 4 項の規定は、前項の事務費掛金の額について準用する。この場合において、第 76 条第 4 項中「基本特別掛金」とあるのは「事務費掛金」と読み替えるものとする。
4. 第 1 項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(福祉施設掛金)

第 79 条の 2 この基金は、第 76 条及び第 76 条の 2 並びに第 79 条に規定する掛金のほか、第 75 条に規定する福祉施設の実施に要する費用に充てるため、毎月福祉施設掛金を徴収する。

2. 前項の福祉施設掛金の額は、加入員の報酬標準給与の額に 1,000 分の 0.5 を乗じて得た額とする。
3. 第 76 条第 4 項の規定は、前項の福祉施設掛金の額について準用する。この場合において、第 76 条第 4 項中「基本特別掛金」とあるのは「福祉施設掛金」と読み替えるものとする。
4. 第 1 項の福祉施設掛金は、事業主が全額負担する。

(掛金等の納付義務)

第 80 条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

(掛金等の源泉控除)

第 81 条 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金(加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金)を報酬から控除することができる。

2. 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

3. 事業主は、前 2 項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(掛金等の督促及び滞納処分)

第 82 条 掛金及び徴収金を滞納する者があるときは、この基金は、法第 141 条において準用する法第 86 条の規定により、督促及び処分するものとする。

(延滞金)

第 83 条 前条の規定により督促をしたときは、この基金は、法第 141 条において準用する法第 87 条第 1 項から第 5 項までの規定により、延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第 84 条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。)附則第 84 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第 84 条の 2 この基金は、法附則第 30 条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(第 1 号改定者等に係る徴収金の政府への納付)

第 84 条の 3 この基金は、政府から法第 85 条の 3 の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。